

# 平成28年度 税制改正について

財務省主税局総務課 税制企画室長 波戸本 尚

平成28年度税制改正については、昨年12月16日に与党において「平成28年度税制改正大綱」が取りまとめられ、昨年12月24日に、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定された。そして、本年2月5日に、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

本稿においては、平成28年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する法律案」の概要を中心に説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

## 1. 基本的な考え方

平成28年度税制改正においては、まず、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行う。法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減する取組であり、平成27年度税制改正から改革を開始している。改革2年目の平成28年度税制改正では、その取組をより一層進め、法人実効税率「20%台」を実現し、国際的に遜色のない水準にする。

また、消費税率の引上げに伴う所得の低い方々への配慮として、平成29年4月から、軽減税率制度を導入する。軽減税率の適用対象品目については、購入の際にその消費税負担が直接軽減され、痛税感の緩和を実感できること等の観点から、「酒類及び外食を除く飲食料品」等とする。複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、インボイス制度を平成33年4月に導入するが、

それまでの間は、執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとする。軽減税率制度導入にあたっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保することとする。

さらに、少子化対策・教育再生や地方創生の推進、復興支援等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための措置等を講ずることとしている。

これらの改正により、平年度で160億円の減収、平成28年度においては310億円の減収となることが見込まれる（資料1参照）。

具体的な改正内容は以下のとおりである。

## 2. 主な措置

### (1) デフレ脱却・日本経済再生に 向けた税制措置

経済の好循環を確実なものにする観点から、成長志向の法人税改革等を行うこととしている。以下、具体的に解説する。

#### ①成長志向の法人税改革（資料2参照）

平成27年度税制改正から着手した法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目的としており、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な貢上げが可能な体質への転換を促

## 資料1 平成28年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位:億円)

| 改 正 事 項                        | 平年度     | 初年度     |
|--------------------------------|---------|---------|
| 1. 個人所得課税                      |         |         |
| (1)スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設     | ▲ 30    | -       |
| (2)既存住宅の三世代同居改修工事に係る特例の創設      | ▲ 10    | 0       |
| 個人所得課税 計                       | ▲ 40    | 0       |
| 2. 法人課税                        |         |         |
| (1)法人税率の引下げ                    | ▲ 3,340 | ▲ 1,550 |
| (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し           | 2,410   | 570     |
| (3)その他の租税特別措置の見直し              | 240     | 140     |
| (4)減価償却の見直し                    | 650     | 570     |
| (5)地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設      | ▲ 20    | -       |
| 法人課税 計                         | ▲ 60    | ▲ 270   |
| 3. 消費課税                        |         |         |
| (1)外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し         | ▲ 70    | ▲ 50    |
| (2)高額資産を取得した場合における消費税の特例措置の見直し | 10      | 10      |
| 消費課税 計                         | ▲ 60    | ▲ 40    |
| 合 計                            | ▲ 160   | ▲ 310   |

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「2. (1)法人税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成30年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の減収見込額である。(平成28年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の平年度の減収見込額は▲2,390億円である。)

(注3) 「2. (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」の平年度の増収見込額は、平成29年4月1日以降の取得分より適用される改正の増収見込額である。(平成28年4月1日～平成29年3月31日の取得分に適用される改正の平年度の増収見込額は720億円である。)

(注4) 「2. (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」「2. (3)その他の租税特別措置の見直し」「2. (4)減価償却の見直し」の中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収が含まれる。

(注5) 「2. (3)その他の租税特別措置の見直し」は、環境関連投資促進税制の見直し(平年度140億円、初年度100億円)、雇用促進税制の見直し(平年度80億円、初年度30億円)及び国際戦略総合特区税制の見直し(平年度20億円、初年度10億円)である。

(注6) 「2. 法人課税」のうち「欠損金繰越控除の更なる見直し」については、平成27年度改正において、繰越欠損金の控除限度の50%までの引下げによる増減収見込額を既に計上しているため、平成28年度の税制改正による増減収見込額としては計上していない。法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保の概要については、「(参考3)」を参照。

(注7) 地方法人税の税率引上げによる特別会計分の増収見込額は、平年度8,221億円。地方法人特別税の廃止による特別会計分の減収見込額は、平年度▲18,809億円となる(総務省試算)。

## 【別掲】 軽減税率関係

(単位:兆円)

|                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| 消費税の軽減税率制度の導入<br>(平成29年4月より施行予定) | ▲ 1.0 程度 (うち国分▲0.8程度) |
|----------------------------------|-----------------------|

(注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。

(注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

## 資料2-1 法人実効税率の引下げ（案）

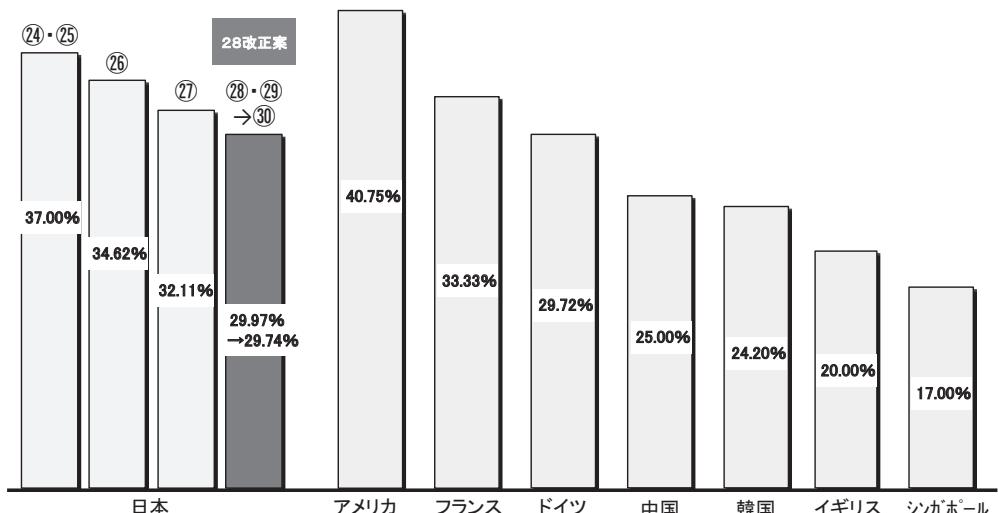
○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

|  | 26年度<br>(改革前) | 27年度<br>(27年度改正) | 28年度<br>(28年度改正案) | 30年度   |
|--|---------------|------------------|-------------------|--------|
| 法人税率   | 25.5%         | 23.9%            | 23.4%             | 23.2%  |
| 大法人向け法人事業税所得割<br>※ 28年度までは、地方法人特別税を含む<br>※ 年800万円超所得分の標準税率 | 7.2%          | 6.0%             | 3.6%              | 3.6%   |
| 国・地方の法人実効税率  | 34.62%        | 32.11%           | 29.97%            | 29.74% |

## 資料2-2 法人実効税率の国際比較（案）

(2015年12月現在)



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。  
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典)OECD、各国政府資料等

す取組みである。

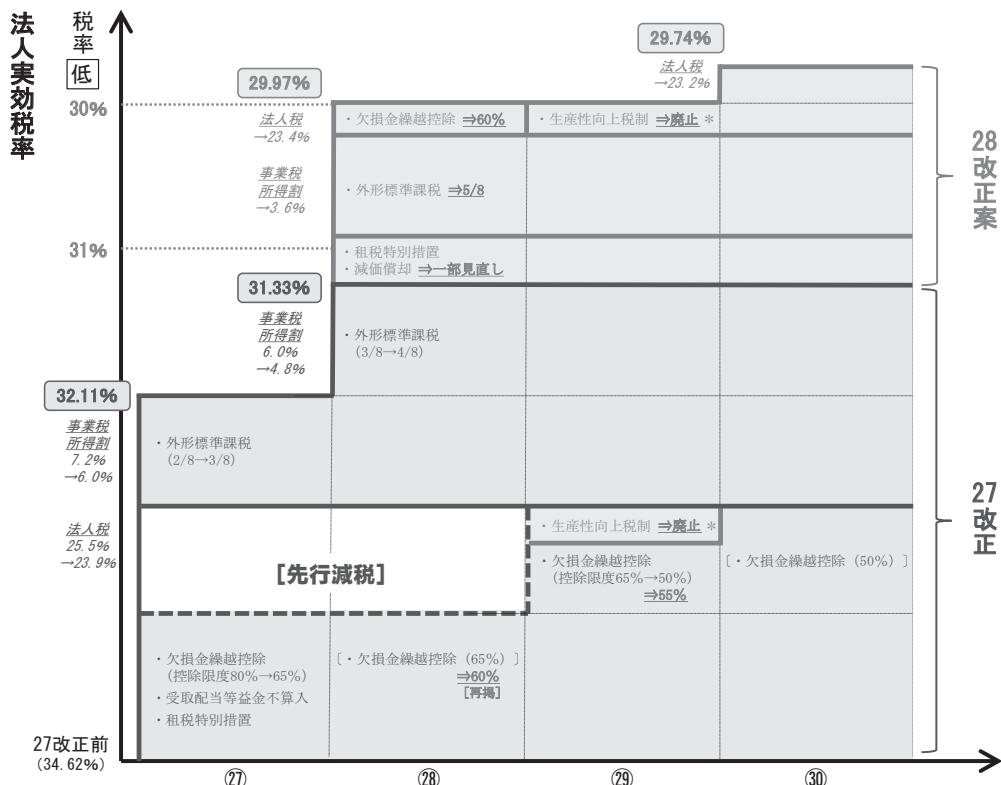
平成27年度税制改正では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保しつつ、国・地方を通じた法人実効税率（従前34.62%）について、平成27年度に32.11%、平成28年度に31.33%となった。

平成28年度税制改正においても、更に大胆にこの法人税改革を進めることとしている。

具体的には、

- ・租税特別措置の見直し（「生産性向上設備投資促進税制」の縮減・廃止等。期限切れ措置の全てについて、廃止・縮減。）、減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化）、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（平成28年度に5/8に拡大。中堅企業への影響には十分配慮（激変緩和措置）。）、欠損金繰越控除の更なる見直し（改革の加速化に伴う企業経営への影響の平準化）により、財源を確保しつつ、

資料2-3 法人実効税率引下げのイメージ（案）



資料2-4 課税ベースの拡大等（案）

#### ○ 租税特別措置の見直し

『生産性向上設備投資促進税制の見直し』（26年度改正で創設：租税特別措置）

- 28年度：期限どおり縮減（即時償却→50%特別償却など）
- 29年度：期限どおり廃止 [=28年度改正法で明確化] ほか

#### ○ 減価償却の見直し（現行：建物は「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制）

⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

#### ○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人）

（27年度改正後：2/8→⑦3/8→⑧4/8）

⇒ 28年度改正後： →⑨5/8 \* 中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）

#### ○ 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人）

（27年度改正後：控除限度額 所得の80%→⑦65%→⑧65%→⑨50%→⑩50%）

⇒ 28年度改正後： →⑪60%→⑫55%→⑬50%

\* 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

・法人実効税率の引下げについては、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現することとしている。具体的な数値としては、法人実効税率は、平成28年度29.97%・平成30年度29.74%となる見込みである。

## ②グローバルな投資・経済交流の促進

### (資料3参照)

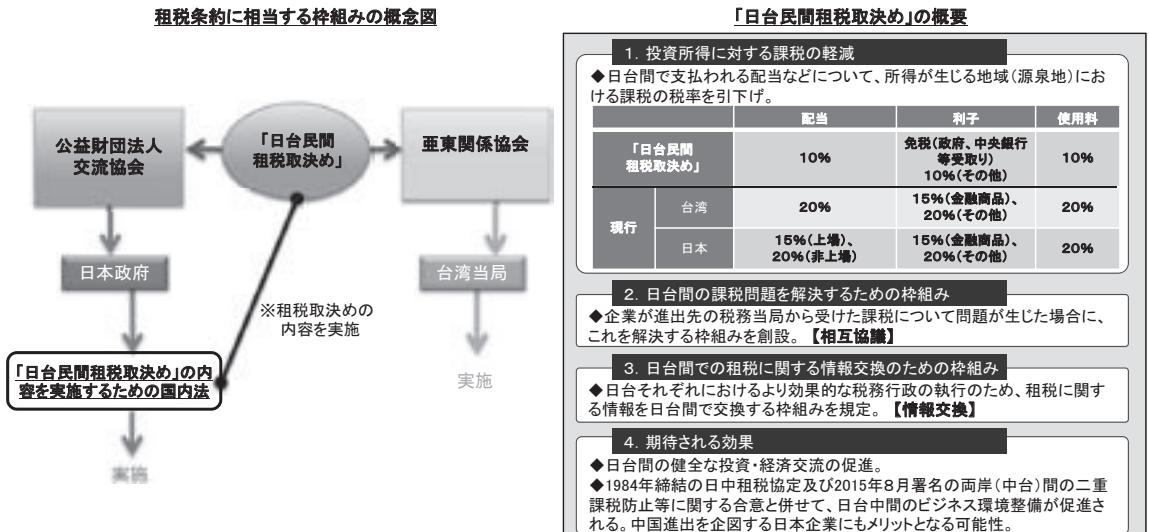
グローバルな投資・経済交流の一層の促進を図るためにも、日本と諸外国・地域との間の二重課税リスクを排除し、法的安定性を高める等の取組みが必要不可欠である。

日本・台湾間においても、投資・経済交流を促進するため、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め（日台民間租税取決め）」（租税条約に相当するが、本取決め自体に法的効力は無い。）が結ばれた（平成27年11月に署名）。

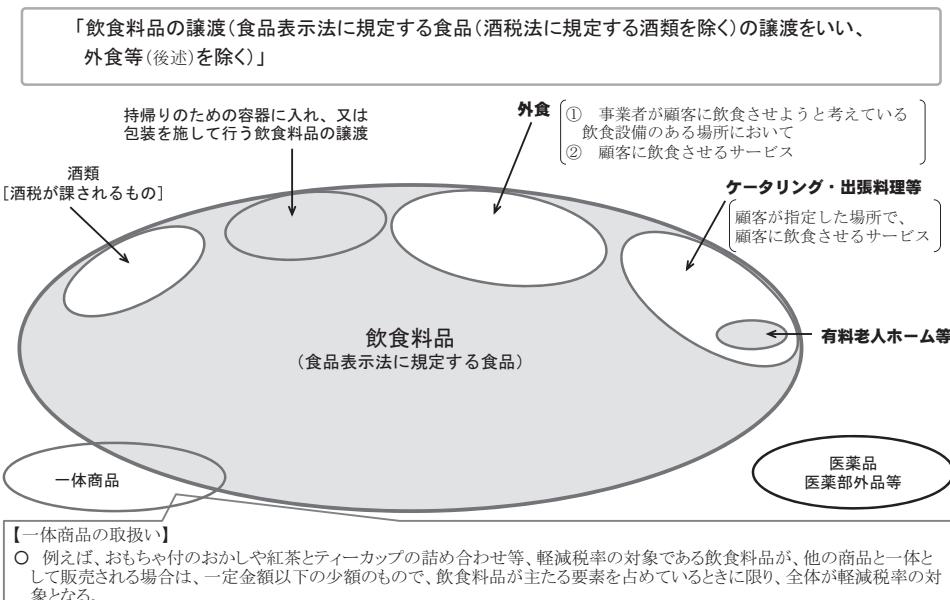
### 資料3 「日台民間租税取決め」に係る国内法の整備（案）

- 日本にとって台湾は、租税条約のない国・地域の中で最大の直接投資相手。日台経済関係は緊密で、日本及び台湾の経済界からは、「租税条約締結」に強い期待。他方、台湾との関係に関する日本の基本的立場は、非政府間の実務関係として維持するというものであることから、台湾との間で、国家間の国際約束である租税条約を締結することができない。
- そこで、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、公益財団法人交流協会（日本側）と亞東関係協会（台湾側）との間で「日台民間租税取決め」（日本では国際約束として効力なし）を取り結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備する。

（注）「日台民間租税取決め」については、2013年12月から両協会間で協議を重ね、2015年11月26日に署名された。



## 資料4-1-1 対象品目①飲食料品



## 資料4-1-2 「外食」等の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食」等は、以下のもの。

- ①事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備のある場所において(場所要件)、②顧客に飲食させるサービス(サービス要件)(持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡は含まない)('外食')
  - 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス('ケータリング・出張料理等')。
- ただし、有料老人ホーム等での食事の提供は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除外する。

| 軽減税率（「外食」に当たらない）   | 標準税率（「外食」に当たる）   |
|--|--|
| <p><u>牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト</u><br/> <u>そば屋の出前</u><br/> <u>ピザの宅配</u><br/> <u>屋台での軽食</u><br/> <small>(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)</small><br/> <u>寿司屋の「お土産」</u><br/> <u>コンビニの弁当・惣菜</u><br/> <small>(イートインコーナーのある場合であっても、持帰りのための容器に入れて販売される場合は「軽減」)</small><br/> <br/> <u>有料老人ホーム等での食事の提供</u></p> | <p><b>1. 外食</b><br/> <u>牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」</u><br/> <u>そば屋の「店内飲食」</u><br/> <u>ピザ屋の「店内飲食」</u><br/> <u>フードコートでの飲食</u><br/> <u>寿司屋での「店内飲食」</u><br/> <u>コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品</u><br/> <small>(例:トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)</small></p> <p><b>2. ケータリング・出張料理等</b></p> |

7.8%、地方分：2.2%)。

#### ・インボイス制度の導入

平成33年4月から、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)を導入することとしている。この

方式の下では、適格請求書等及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる。税額の計算方法に関しては、適格請求書等に記載されている税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法によることとなる。(資料4-2参照)

## 資料4-2-1 適格請求書等保存方式の導入

|   | 【請求書等保存方式】<br>(現行制度)  | 【区分記載請求書等保存方式】<br>(平成29年4月~)   | 【適格請求書等保存方式】<br>(平成33年4月~)  |
|---|---|--|---|
| ○ 請求書の記載事項<br>・請求書発行者の氏名又は名称<br>・取引年月日<br>・取引の内容<br>・対価の額<br>・請求書受領者の氏名又は名称 |   | 同左<br>・軽減税率の対象品目である旨<br>・税率ごとに合計した対価の額<br>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可   | 同左<br>・登録番号<br>・消費税額  |
| ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし  | → 同左  | → 同左   | ○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり  |
| ○ 免税事業者も交付可<br>⇒免税事業者からの仕入税額控除可   | → 同左  | → 同左   | ○ 課税事業者のみ交付可<br>⇒免税事業者からの仕入税額控除不可   |
| 税額計算  | ○ 取引総額からの「割戻し計算」<br>(例) $43,200\text{円} \times 8/108 = 3,200\text{円}$   | ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」<br>(例) 10%対象: $22,000\text{円} \times 10/110 = 2,000\text{円}$<br>+ 8%対象: $21,600\text{円} \times 8/108 = 1,600\text{円}$<br>$3,600\text{円}$ | ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」<br>いすれかの方法に<br>○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」よることができる<br>(例) 積上げ計算の場合<br>$2,000\text{円} + 1,600\text{円} = 3,600\text{円}$<br>(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」 |
| 特例  | —   | ○ 売上税額・仕入税額の計算の特例<br>(みなし計算・簡易課税の事後選択)   | —   |
| その他   | ○ セリ売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可<br>○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可<br>○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可 (受取者の名称の記載不要) | → 同左   | 同左 (ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)   |

## 資料4-2-2 区分記載請求書等保存方式

|   |  |
|---|--|
| 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。   |  |
| <b>請求書等</b>   |  |
| ○ 売り手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付できる）。<br>なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。 |  |
| ○ 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。<br>なお、上記①及び②について、買い手が事実に基づき追記できるものとする。<br>○ 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。 |  |
| <b>納付税額の計算方法</b>  |  |
| ○ 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。   |  |

| 「区分記載請求書」  |        |                          |  |        |
|--|--------|--------------------------|--|--------|
| ○ 売上税額の計算方法<br>(10%対象) $11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円}$<br>(8%対象) $10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円}$<br>⇒ 売上税額: $1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円}$ | 売手<br> | 交付義務なし<br>保存義務なし<br>罰則なし | ○ 請求書<br>□□御申<br>11月分 21,800円(税込)<br>11/1 牛肉2kg (税込) 5,400円<br>11/8 割りばし4箱 5,500円<br>合計 21,800円<br>(10%対象 11,000円)<br>(8%対象 10,800円)<br>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品 | 買手<br> |
| ○ 仕入税額の計算方法<br>(10%対象) $11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円}$<br>(8%対象) $10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円}$<br>⇒ 仕入税額: $1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円}$ |        |                          |  |        |

|  |   |
|--|---|
| (経過措置)   |   |
| ○ 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。   | ※ 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択することが可能。<br>中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。 |
| ○ 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択（中小事業者以外については簡易課税の準用・事後選択）を可能とする。 | ※ 軽減税率制度の導入から1年間の特例。  |

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入场券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、セリ売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

## 資料4-2-3 適格請求書等保存方式

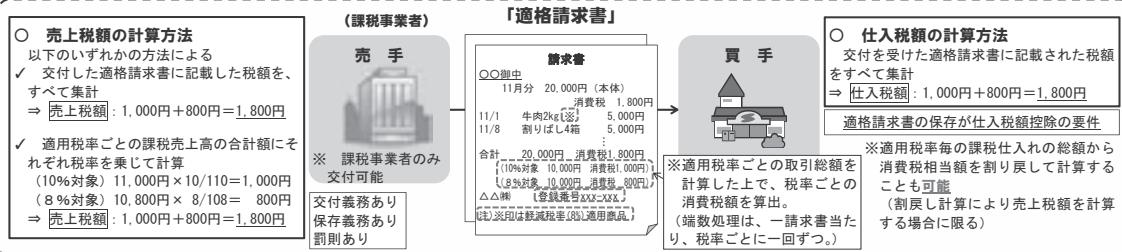
### 請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
- ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとすることができます（適格簡易請求書）。
  - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
  - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」 ⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

### 納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
  - ・「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
  - ・適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」
 のいずれかの方法によることができます。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成33年4月1日から導入（登録は平成31年4月1日から）。



（経過措置）

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、  
適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。

※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。

ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。

※ 現行どおり、セリ売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

平成33年4月の「適格請求書等保存方式」導入までの経過措置として、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずることとしている。また、売上・仕入税額の計算の特例を設ける。（資料4-3参照）

平成33年4月の適格請求書等保存方式導入後の経過措置として、導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認めることとしている。

### ・安定的な恒久財源の確保

財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、本法案に以下を規定。

- ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ② 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、

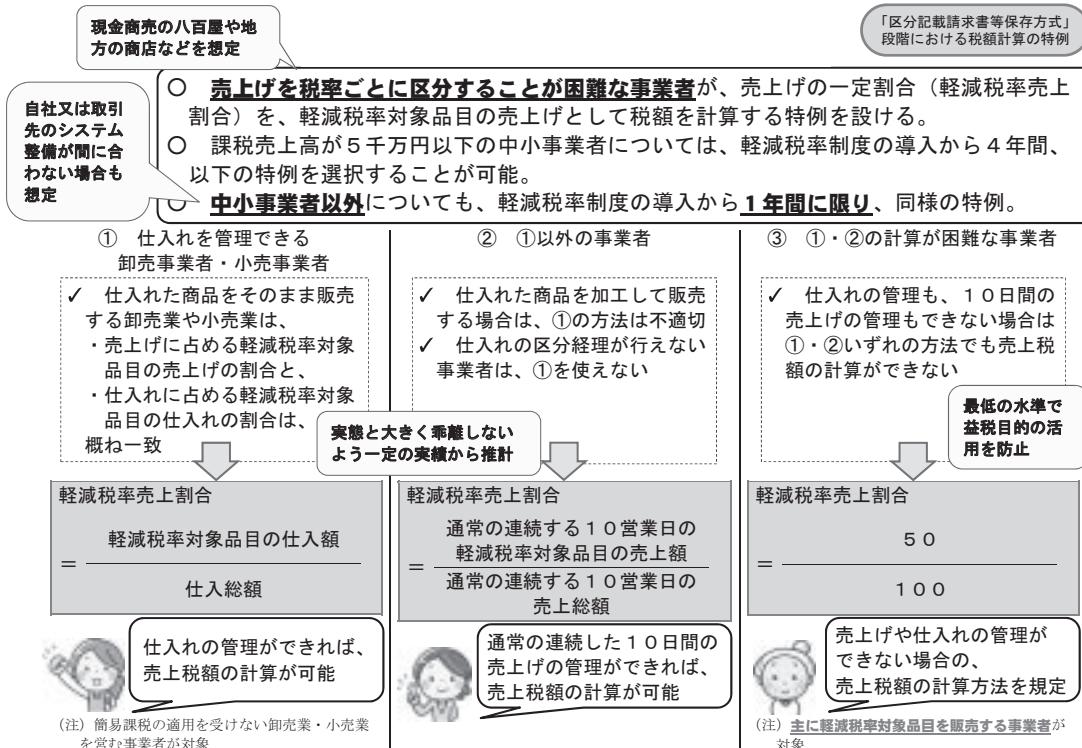
消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

### ・事業者への配慮

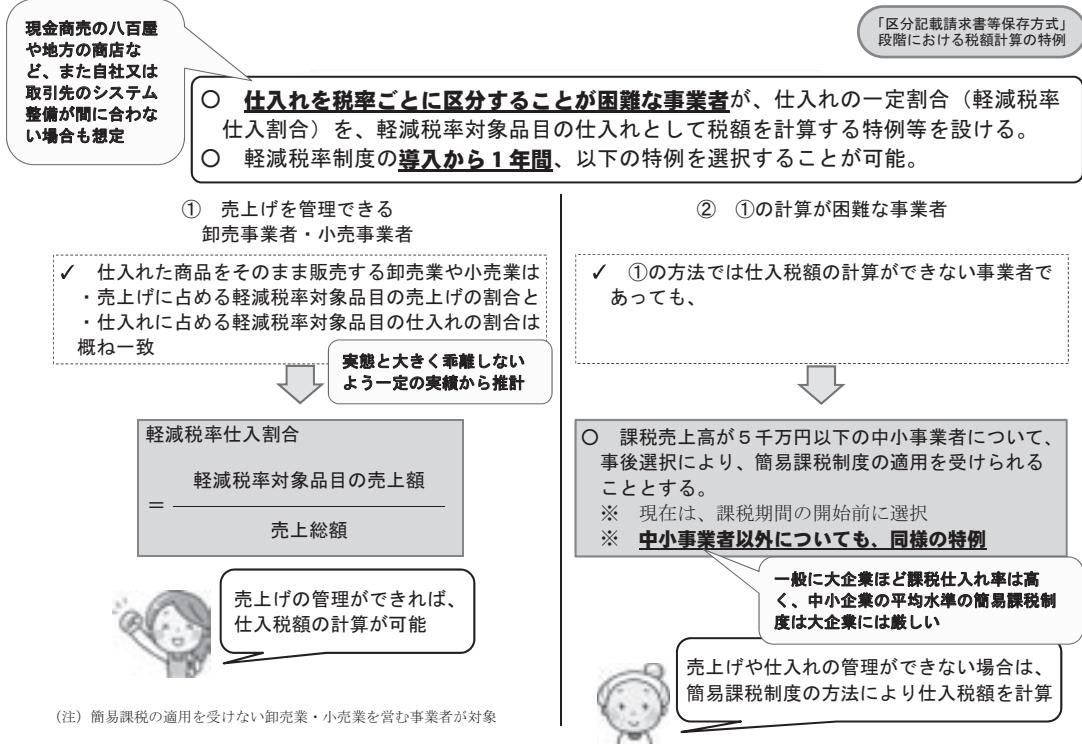
軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、万全の準備を進めるため、本法案に以下を規定。

- ① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
- ② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減

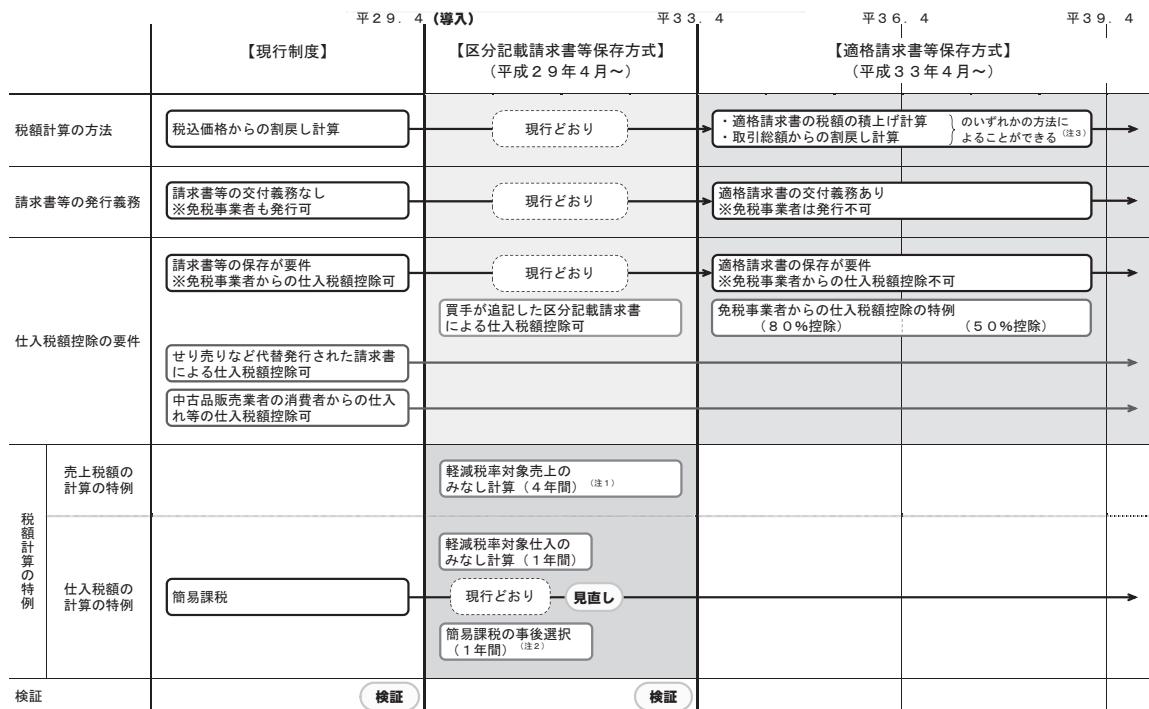
## 資料4-3-1 売上税額の計算の特例



## 資料4-3-2 仕入税額の計算の特例



### 資料4-3-3 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール



(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

(注3) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入することとしている。

#### ②個人寄附に係る寄附金税制の見直し

(資料6参照)

平成27年度税制改正においては、学校法人等への個人寄附に係る税額控除の要件緩和を実施した。この昨年度の改正と併せて、個人寄附に係る寄附金税制の見直しを行うこととしている。

##### (i) 国立大学法人等への寄附

意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようとする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入することとしている。

##### (ii) 公益法人等への寄附

公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために

### (3) 少子化対策・教育再生等に向けた取組み

構造的な問題となっている少子高齢化に歯止めをかけるためには、子育てにやさしい社会を創ること必要がある。また、生まれてきた子どもたちに対する未来への投資としての教育再生を進めることも重要である。こうした観点等からの税制措置を講ずることとしている。以下、具体的に解説する。

#### ①三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入（資料5参照）

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームに関

## 資料5 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設（案）

### 【概要】

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行った場合において、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、その者の居住の用に供したときは、次の1又は2の特例を適用することができる。

1 三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅借入金等（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた金額を5年間の各年において所得税額から控除

2 三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額をその年分の所得税額から控除

【対象工事】1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【対象工事要件】①上記1から4までのいずれかを増設すること。

②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること。

③対象工事の費用が50万円超であること。

### 1 ローン控除の特例

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

|                 | ローン残高    | 期間 | 控除率  |
|-----------------|----------|----|------|
| ① 増改築工事全体       | ~1,000万円 | 5年 | 1.0% |
| ② うち三世代同居対応改修工事 | ~250万円   | 5年 | 2.0% |

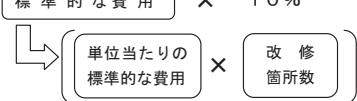
| 平28.4.1居住分<br>平31.6.30居住分 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 4年目   | 5年目   |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①                         | 7.5万円 | 7.5万円 | 7.5万円 | 7.5万円 | 7.5万円 |
| ②                         | 5万円   | 5万円   | 5万円   | 5万円   | 5万円   |

最高控除額  
62.5万円

### 2 税額控除の特例

$$\text{控除額} = \text{標準的な費用} \times 10\%$$

(限度額: 25万円)



○ 改修部位ごとに単位当たりの標準的な費用を告示で規定

〈告示の例〉

◎ 三世代同居対応改修工事

- キッチン ●円/箇所
- 浴室 ●円/箇所
- トイレ ●円/箇所
- 玄関 ●円/箇所

## 資料6－1 個人寄附に係る寄附金税制の見直し（平成27年度改正・平成28年度改正案）

- 平成27年度改正における学校法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充とあわせ、寄附金税制の包括的な見直しを実現。

※ 我が国の寄附金税制は、主要諸外国にはみられない所得控除と税額控除の選択制を採用。

### 【平成28年度改正（案）】

#### 【平成27年度改正】

- 少子化の進展に伴い園児等の数が減少していく中で、教育・子育ての環境の充実を図る観点から、幼稚園等を運営する学校法人、保育所等を運営する社会福祉法人への個人寄附に係る税額控除について、必要となる寄附者数の要件を定員数に応じて緩和

小規模法人への配慮

教育・子育て  
への配慮

- 一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人について、小規模な法人の事務負担能力に配慮し、公益活動を促進する観点から、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和

- 経済的理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入

- 寄附金の受領者の事務負担やコストの軽減を図る観点から、寄附金控除の適用を受ける際に必要な領収書について、画面での交付に代えて、電子メール等による電子データの送付も可能とする。

## 資料6-2 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入（案）

- 意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。

## 【現行】

- 以下の寄附金について、所得控除との選択で税額控除の適用が可能
- (1) 認定NPO法人に対する寄附金
  - (2) 次の特定公益増進法人に対する寄附金
    - ・公益社団・財団法人
    - ・学校法人・準学校法人
    - ・社会福祉法人
    - ・更生保護法人
 } 以下の要件を満たすもの
    - ① PSTと同様の要件（注）
    - ② 情報公開要件

## 〔税額控除額〕

$$(寄附金額 - 2,000円) \times 40\%$$

→住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能。

（都道府県（4%）と市町村（6%）とともに控除の対象としている場合）

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

※控除税額の上限：所得税額の25%

## 〔参考：所得控除額〕

$$\boxed{\text{寄附金額} - 2,000\text{円}}$$

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

## 【改正案】

- 以下の寄附金について、所得控除との選択で税額控除の適用を可能とする。
- (1) 次の法人に対する寄附金のうち、(2)の要件を満たすもの
    - ・国立大学法人
    - ・公立大学法人
    - ・（独）国立高等専門学校機構
    - ・（独）日本学生支援機構
 } 以下の要件を満たすもの
    - ① PSTと同様の要件（注）
    - ② 情報公開要件
  - (2) その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実なものとして次の要件を満たすことを所管庁が確認したもの
    - ・各法人がその寄附金を修学支援事業のための独立した基金を設けて管理し、他の財源と区分して経理していること
    - ・基金からの使途が各法人の授業料減免事業、奨学金事業等（経済的理由により修学が困難な学生等に対して行われるものに限る。）に限定されていること
    - ・各法人は事業年度終了後3ヶ月以内に基金への受入額、基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること
  - (3) 各法人等の所管庁は、上記(1)の法人の適格要件及び(2)の事業要件について確認し、証明書を各法人に交付する。
- （注）平成28年分以後の所得税について適用。

（注）「3,000円以上の寄附者が年100人以上いること」又は「寄附金が法人収入の5分の1以上であること」を満たす必要。

なお、前者については、学校法人及び準学校法人並びに保育所等を設置する社会福祉法人については、一定の緩和措置あり（改正案：国立大学法人、公立大学法人も同様とする。）。

## 資料6-3 公益法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充（案）

事務負担能力が低いと考えられる小規模な公益法人等に配慮し、こうした法人の公益活動を草の根の寄附により後押しする観点から、公益法人等への個人寄附に係る税額控除のPST要件を緩和する。

## PST（パブリック・サポート・テスト）要件

税額控除対象法人となるための要件の1つであり、「寄附集めの努力」を図る基準。

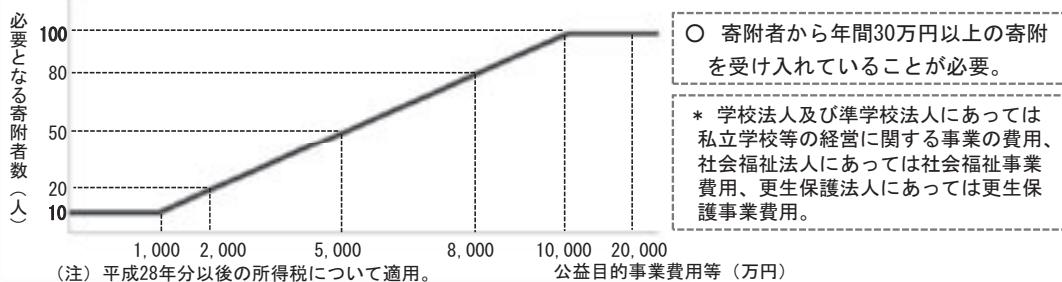
- ① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること（絶対値要件）又は
- ② 寄附金が法人収入の5分の1以上であること（相対値要件）



**公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人について、上記①の絶対値要件を次のとおり見直し**

→ 公益目的事業費用等\*1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のように緩和。

$$\boxed{\text{絶対値要件の寄附者数} \quad = \quad 100 \text{人} \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1 \text{億}}}$$



\* 学校法人及び準学校法人並びに保育所等を設置する社会福祉法人については定員数を基準とした要件緩和措置との選択適用。

○ 寄附者から年間30万円以上の寄附を受け入れていることが必要。

\* 学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和することとしている。

### ③スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入（資料7参照）

適切な健康管理の下で医療用医薬品（医師等の処方せん等によって使用されることを目的とする医薬品）からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品（元々医療用医薬品であったが、薬局で店頭販売できる一般医薬品等に転換された医薬品）の購入費用についてセルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得控除制度を導入することとしている。なお、本制度は、医療費控除の控除額計算上の特例措置であり、年間1.2万円を超えて支払った部分を対象とするこ

ととしている。

## （4）地方創生の推進

経済の好循環に向けた動きを、今まで以上に強く地方に浸透させるために、東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保のための税制上の措置や、地方法人課税の偏在是正のための税制上の措置を講じることとしている。以下、具体的に解説する。

### ①企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設（資料8参照）

官民挙げて地方創生のために効果的な事業を推進できるようにするため、地域再生法の改正（地方公共団体（東京等を除く）が行う「効果の高い地方創生事業」を国が認定）を前提とし、当該枠

資料7 セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設（案）

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

### 1. 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組

- 次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）を受けていることを要件とする。
  - (1) 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
  - (2) 予防接種
  - (3) 定期健康診断（事業主健診）
  - (4) 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
  - (5) がん検診

### 2. 控除対象医薬品

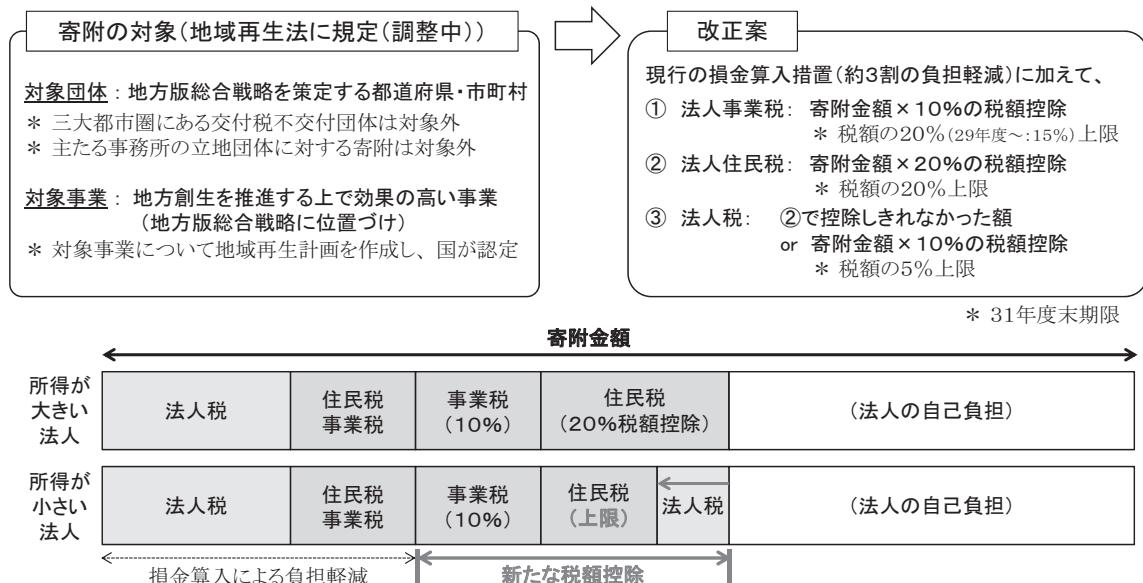
- スイッチOTC薬
  - ⇒ 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

### 3. 医療費控除との関係

- 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができない。

## 資料8 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設（案）

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を創設する。



組みに基づく認定事業に対する企業の寄附について、通常の損金算入（約3割の負担軽減）に加え、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除（約3割の負担軽減）を創設することとしている（合計約6割の負担軽減）。

## ②外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 (資料9参照)

好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、免税販売の対象となる一般物品の購入下限額を引下げる（1日1店舗当たり「10,000円超」→「5,000円以上」）等、外国人旅行者向け消費税免税制度の異なる拡充を行うこととしている。

## ③空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入（資料10参照）

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、相続により生じ

た空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除を導入することとしている。

## ④地方法人課税の偏在是正（資料11参照）

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことの出来る地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、消費税率10%への引上げに伴い、地方法人特別税を廃止するとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、地方法人税（法人住民税の一部交付税原資化）を拡充し、法人事業税交付金を創設することとしている。

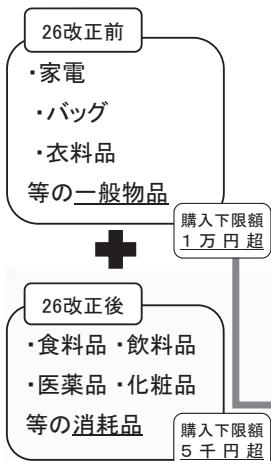
## (5) グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築 (資料12参照)

平成27年11月のG20アンタルヤ・サミットに

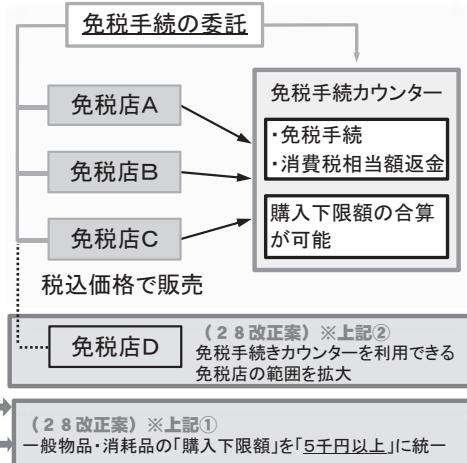
## 資料9 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（案）

- 好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、一般物品に係る購入下限額を引き下げるなど、外国人旅行者向け消費税免税制度を拡充する（平成28年5月1日施行）。
  - ① 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ
  - ② 手続委託型輸出物品販売場の対象範囲の見直し
  - ③ 輸出物品販売場から海外へ直送する場合における免税手続の簡素化
  - ④ 購入者誓約書の電磁的記録による提出・保存

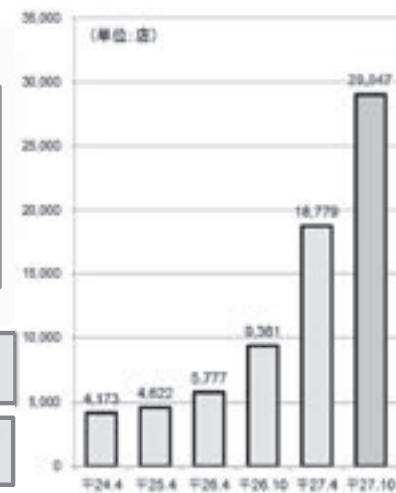
### ○ 平成26年度税制改正 (対象品目拡大)



### ○ 平成27年度税制改正 (免税手続カウンター)



### ○ 免税店数の推移



## 資料10 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例（案）

### 【概要】

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる。

【適用期限：平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡】

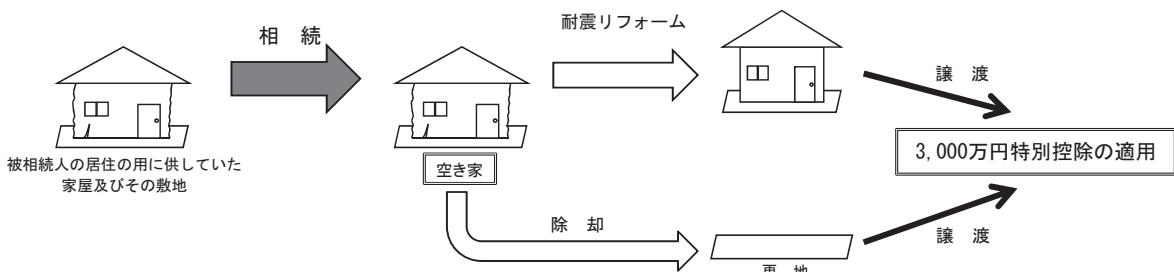
### 【主な適用要件】

- ① 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物（マンション等）を除く。）であって相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ② 譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③ 譲渡価額が1億円を超えないこと。

### 1 居住用家屋の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例（現行制度）の対象

- (1) 居住用家屋及びその敷地の譲渡
- (2) 災害により滅失した居住用家屋の敷地又は居住の用に供していた家屋及びその敷地を居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡

### 2 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例（案）



## 資料11-1 消費税率（国・地方）10%段階の地方法人課税の偏在是正（案）（平成29年度～）

- 税制抜本改革法による消費税率（国・地方）の10%への引上げに伴い、暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度を廃止。地方法人特別税を法人事業税に復元。

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在は正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

- 消費税率の引上げ及び地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[ ]: 制限税率

(都道府県分) 3.2% [4.2%] → 1.0% (△2.2%) [2.0%]  
(市町村分) 9.7% [12.1%] → 6.0% (△3.7%) [8.4%]

2. 地方法人税の税率の改正

4.4% → 10.3% (+5.9%)

◇ 地方法人税収の全額を交付税特会に直接繰入れ、地方交付税原資化

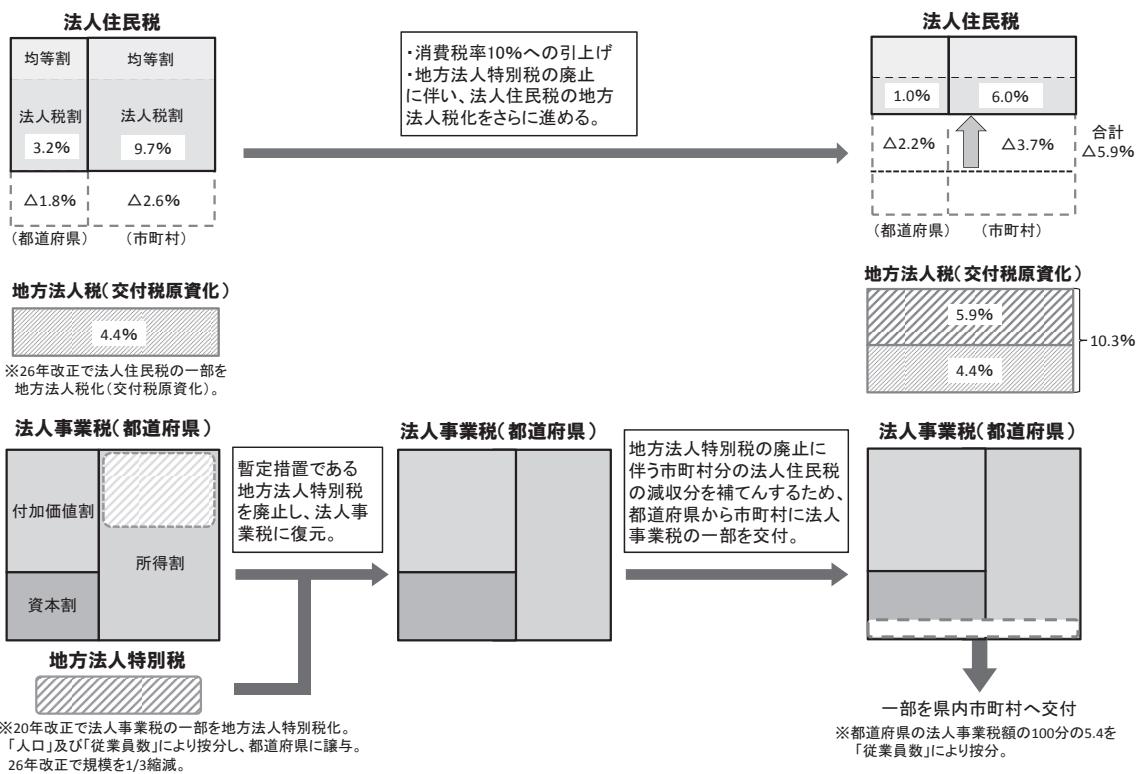
- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分を補てんするとともに、市町村の税源の偏在は正と財政運営の安定化を図るため、法人事業税交付金を創設。

【法人事業税交付金の概要】

◇ 都道府県の法人事業税額の100分の5.4を市町村に交付。  
◇ 各市町村には、従業者数を基準に交付。

- 偏在は正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して地方財政計画に歳出を計上。

## 資料11-2 28改正における地方法人課税の偏在は正（案）のイメージ



おいて「BEPSプロジェクト」（現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう国際課税ルールを再構築し、租税回避を防止する取組み）の成果が報告され、各国における今後の実施面での取組みの重要性を確認した。これを踏まえ、本プロジェクトの勧告を踏まえた必要な国内法整備を、今後、段階的に実施していく。

平成28年度改正においては、多国籍企業情報の報告制度（多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集・共有する枠組）等を構築することとしている。

※平成27年度改正在においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の適正化等を措置した。

## (6) その他

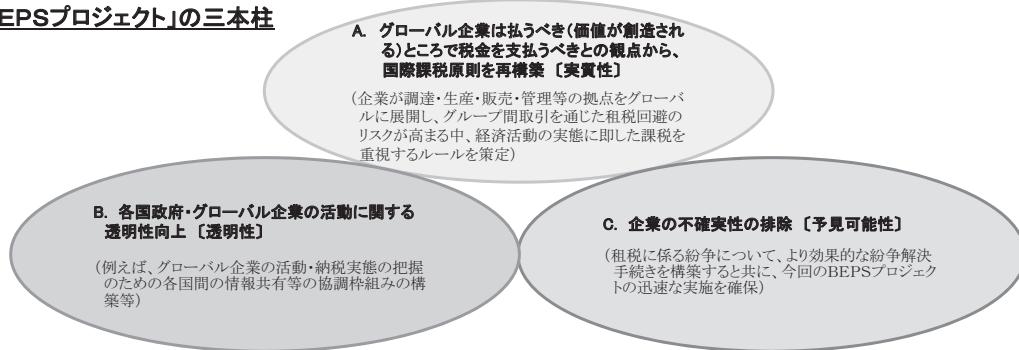
円滑・適正な納税のための環境整備として、次の措置を講じることとしている。

### 資料12-1 BEPSプロジェクトについて

#### ○ BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源漫食と利益移転)プロジェクトの背景・経緯

- ・ 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのズレを利用して課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことに対して批判が高まっていた。
- ・ 2012年6月、OECD租税委員会（議長：浅川財務省財務官）は、このような課税逃れを防ぎ、公平な競争条件（Level Playing Field）を整えるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト（BEPSプロジェクト）を立ち上げ。
- ・ G20（財務大臣）からの要請も受け、2013年7月には、15の行動計画から構成される「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加。
- ・ 2014年9月に「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月にG20サミットにも報告。  
⇒今後は、最終報告書に基づき、各国において国内法の整備を実施することが求められている。

### 「BEPSプロジェクト」の三本柱



## 資料12-2 BEPSプロジェクト最終報告書の概要

## A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

## (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

## (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取扱いの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動5 有償税制への対応 → 既存の枠組みで対応

## (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約適用の防止 → 租税条約の拡充（含行動15）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動15）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一貫化 → 今後、法改正の要否を含め検討

## B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

## (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの懲戒の撤回 → 今後検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応予定

## C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

## (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に關連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

## (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要するから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の調定 → 参加予定

## 資料12-3 「BEPSプロジェクト」を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度の整備（案）

【課題】 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税（移転価格課税<sup>(注)</sup>）を実現するためには、自國企業の国外関連者との取引（関連者間取引）に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

（注）移転価格課税とは、国外関連者との取引価格（移転価格）を操作することによる所得の海外移転に対し、その取引が本来の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し直し、課税する制度。

## 【BEPSプロジェクトにおける対応】

経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等（移転価格に係る文書化）に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書（CbCレポート）の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供（または作成・保存）することを義務付けるよう勧告（CbCレポートについては、原則、2016年度から適用開始）。

## 【日本の対応】 28年度税制改正において、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備する。

- ローカルファイル：関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行なうために使用（現行、措規22の10①②に相当）。
- マスターファイル：多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用（連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外）。
- 国別報告書：多国籍企業グループの各国情報の報告等に係る制度を整備する。

※原則、親会社が親会社所在地の税務当局に提出し、当該税務当局が子会社所在地の税務当局に自動的情報交換で共有する。

ローカルファイル  
<親・子会社が各自作成>

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 主要な関連者間取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表 等

マスターファイル  
<親会社が作成>

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況と納税状況

国別報告書  
<親会社が作成>

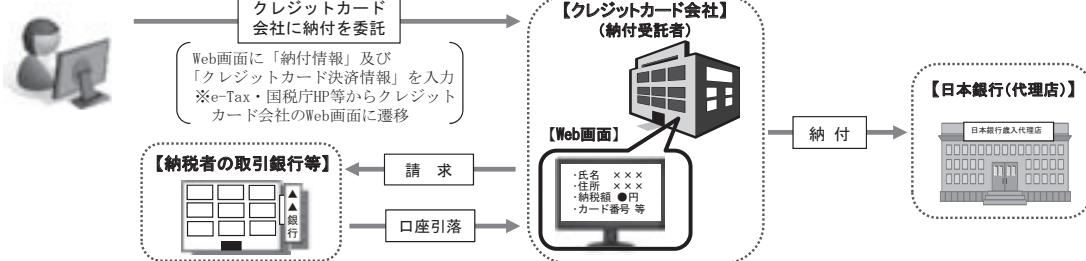
- ✓ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
  - 総収入・所得・税額・資本金等の財務情報
  - 従業員数
  - 有形資産額
  - 主要事業 等

## 資料13 国税クレジットカード納付の創設(案)

## 見直し案

- 国税のクレジットカード納付については、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」においてその導入の方向性が示されている。
- (参考) 「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」（抜粋）  
1-6 税・年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付の導入・拡大  
年金保険料については今年度中に、国税については所要の法改正等を経て平成29年からインターネット上でのクレジットカードによる納付可能とする。地方税についても、総務省の助言・協力の下、各地域の事情に応じて、クレジットカード納付に対応する自治体の更なる拡大を図る。
- 国税の納付手段の多様化を図る観点から、クレジットカード納付を可能とする制度を創設する（平成29年1月4日施行）。

## 納税者



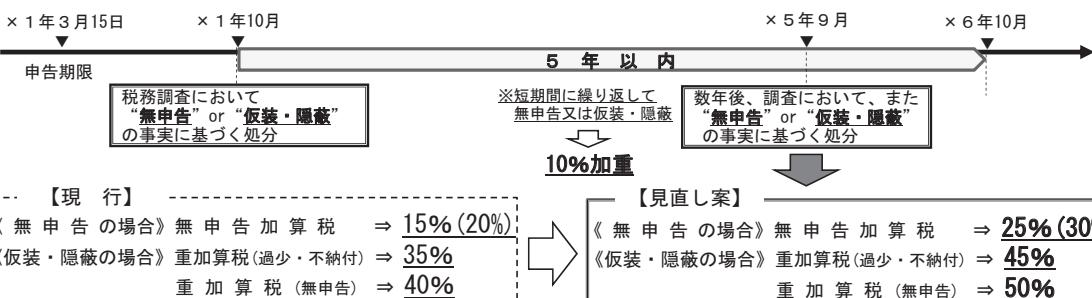
## 【クレジットカード納付の概要】

- 納付書で納付できる国税を対象とし、税目・納税額については、基本的に制限なし。  
(注) クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定。
- クレジットカード利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、利用者（納税者）が負担。  
(注) 国は、国税事務取扱手数料として、契約形態により1円～10円（税抜き）の範囲で手数料を負担。
- 納税者がクレジットカード会社（納付受託者）に納付手続を委託し、クレジットカード会社（納付受託者）がその納付手続を受託（与信審査）した日に国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等を適用。
- 適正なクレジットカード納付を実現するための所要の措置を講ずる。  
(納付受託者の指定・取消し・納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務等)

## 資料14 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入(案)

- 現行の加算税率は、「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- そのため、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合について、**加算税を10%加重する措置を導入**（平成29年1月1日施行）。

(注) 独占禁止法や金融商品取引法の課徴金制度においても、再度の違反に対する加算措置が設けられている。



## ○短期間に無申告加算税・重加算税の賦課決定処分が繰り返しなされた具体的な事例

(表記は、調査により把握された申告漏れ所得金額)

|          | 業種        | 直 近          | 1年前     | 2年前     | 3年前          | 4年前        |
|----------|-----------|--------------|---------|---------|--------------|------------|
| 事例1（無申告） | 会社員（金融取引） | 4,900万円      | 5,000万円 | 4,700万円 | —            | —          |
| 事例2（無申告） | 建物貸付      | 1,900万円      | 1,600万円 | 2,200万円 | 4,600万円（2年分） | —          |
| 事例3（重 加） | 飲食サービス業   | 1,450万円（4年分） | —       | —       | —            | 630万円（3年分） |

(注1) 過少申告加算税及び源泉所得税の不納付加算税については、上記の見直しの対象外。

(注2) 更正予知前に適用される加算税については、上記の見直しの対象外。